高度外国人材の受入れに係る「新たな制度」の創設について



未来創造人材制度(J-Find)の概要

対象者:以下の3要件全て満たす者

- (1) 3つの世界大学ランキング(※1) 中、2つ以上で100位以内にランクインしている大学を卒業、 又はその大学の大学院の課程を修了して学位又は 専門職学位を授与されている
- (2) 卒業から5年以内
- (3) 滞在当初の生計維持費20万円の所持

在留資格「特定活動」(未来創造人材) を付与 在留期間は、最長2年間(1年又は 活動内容 6月ごとに更新が必要) (% 2)• 就職活動 記業準備活動 • 上記活動を行うために必要な資金 を補うための就労

配偶者・子について

扶養する配偶者・子は、在留資格「特定活動」(未来創造人材の配偶者等)が付与され、帯同することが可能。なお、配偶者・子の就労には、資格外活動許可が必要。

- (※1) ①クアクアレリ・シモンス 社公表のQS・ワールト・コニハ・ーシティ・ランキング ス、②タイムス 社公表のTHE ワールト・コニハ・ーシティ・ランキング ス、③シャンハイ・ランキング・コンサルタンシー公表のアカデ ミック・ランキング・オブ・ワールト・コニハ・ーシティス
- (※2)特定活動(継続就職活動)、起業活動促進事業、特区創業活動促進事業、特定活動(卒業後起業活動)等の類似制度と併せて累計 2年を超えない範囲で活用できる